

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項第 5 号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人 蛍の里
- (2) 代表者 代表理事 工藤 慶司
- (3) 法人所在地 大阪府門真市石原町 11 番 18 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 蛍の里事業所
- (2) 所在地 大阪府守口市南寺方南通三丁目 12 番 3 号 - 102 号
- (3) サービス種別 就労移行支援

3 指定取消し年月日

平成 30 年 12 月 28 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

(1) 訓練等給付費の不正請求

当該事業所は利用者全員(1 名除く)について通所実績の有無にかかわらず、受給量を上限とし、訓練等給付費を不正に請求し受領した。また、利用者が通所したことを装うために、利用者をして「サービス提供実績記録票」に記入、押印させた。